

一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和7年2月14日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 丸山 康夫

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
学校体育館にエアコン設置を ～子ども達の命を守り、快適な避難所運営を行うために～	令和6年の夏は、近隣の太宰府市で猛暑日が40日続き、本町も日本一暑い地域と言っても過言では無い状況が続いた。令和7年は更に暑くなるとの予報も出ている。 子ども達の命を守るためには、この環境下で通常の体育の授業を行うことはできない。 子ども達の体力はコロナ禍を経て更に低下しており、子ども達の体力増進が図られなければ、学力の低下をはじめ、将来の医療費にも大きな影響が出てくるなど複合的な影響が懸念される。 また、快適な避難所運営のためにも避難所となる学校体育館にエアコンの設置は急務である。 今回は子ども達の体力増進と避難所運営の二つの観点から学校体育館のエアコン設置について問う。 ① 本町の児童・生徒の体力の推移は ② 本町の児童・生徒の学力の推移は ③ 体育の授業や部活動はどのように実施したのか（制限は行ったのか） ④ プール授業の民間委託の成果及び今後の展開は ⑤ 近隣自治体の学校体育館のエアコン設置の状況は ⑥ エアコン設置に関する財政措置及び国の方針は ⑦ これまで行ってきた調査研究の内容は ⑧ 本町が学校体育館にエアコン設置を進めない理由は ⑨ 避難所としても活用する学校体育館を快適にするための対策は ⑩ 令和7年度予算で設計費用の補正予算を組むべきだと考えるが見解は	町 長 教育長